

事務連絡
令和4年 5月31日

受給者各位

伊東市長 小野 達也
(公印省略)

令和4年度児童手当現況届提出について

あなたは令和4年度児童手当現況届の提出が必要です。同封の現況届を下記のとおりご提出ください。
なお、現況届の太枠内の記載内容に変更等がある場合は赤字で修正してください。

記

1 提出期間

令和4年6月1日(水)～令和4年6月30日(木) ※土、日、祝日は除く

2 提出場所

伊東市役所子育て支援課(低層棟2階) **窓口または郵送**(伊東市役所子育て支援課宛)でのご提出

3 申請に必要なもの

(1)受給者の保険証の表面の写し(国民健康保険の方は不要)

保険証の記号・番号を隠してコピーしてください。 ※受給者は児童ではありません。

(2)同封の令和4年度児童手当・特例給付現況届

(3)同封の申立書等(必要な方には同封しています)

(4)印鑑

※郵送でご提出の場合は、お手持ちの封筒、又は同封の返信用封筒を作成していただき、上記

(1)(2)(3)をご提出ください。

※書類に不備、または提出書類が不足していると現況届の審査ができません。同封の現況届チェックシートを必ずご確認ください。

4 注意事項

(1)現況届は毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を受ける要件(児童の監護や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

(2)**児童と別居されている方、受給者が児童の父・母以外の方(孫を養育している方など)、同居優先で認定された方(離婚調停中の方)、受給者及び児童が外国人の方は、別に書類が必要になります。詳しくは裏面をご確認ください。**

(3)現況届の審査で受給者と配偶者の所得を確認します。令和4年度(令和3年分)の所得の申告をされていない場合審査ができません。**申告されていない方は申告をしていただきますようお願いいたします。**

裏面もご確認ください

(4) 現況届の審査の結果、受給者よりも配偶者の方が所得が高い場合は受給者変更の手続きをしていただく必要があります。対象者には、現況届審査後にご連絡いたします。

(5) **現況届を期日までに提出されないと、令和4年10月7日(金)の支払いはされません。**

(6) **現況届を2年間提出されないと、時効により受給資格が消滅しますのでご注意ください。**

●下記にあてはまる方は現況届とは別に書類が必要です

☆児童と別居されている方 ⇒ ・別居監護申立書

☆受給者が父、母以外の方 ⇒ ・養育申立書（孫を養育している方など）

☆同居優先で認定された方 ⇒ ・同居優先申立書（離婚調停中の方）

☆受給者及び児童が外国人の方 ⇒ ・在留カードのコピー（両面）

該当の書類を同封していますが、万が一同封されていない場合には恐れ入りますがご連絡ください。

郵送でご提出される方は上記書類も返信用封筒に入れてご提出ください。

児童手当等の支給金額(児童1人当たりの月額)

区分	所得制限額以内	所得制限額以上	所得上限額以上
3歳未満	15,000円	5,000円	支給なし
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円		
3歳以上小学校修了前（第3子以降※）	15,000円		
中学生（一律）	10,000円		

※第3子のカウントは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

児童手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	6,220,000円	8,333,000円	8,580,000円	10,710,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円	8,960,000円	11,240,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円	9,340,000円	11,620,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円	9,720,000円	12,000,000円
4人	7,740,000円	10,021,000円	10,100,000円	12,380,000円

※収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

以上

【お問い合わせ先】

〒414-8555 伊東市大原2丁目1-1
伊東市子育て支援課 子育て支援係（低層棟2階）
電話：0557-32-1581